

# 地域政治への女性参画を阻む要因

竹安 栄子

## 要約

現在、わが国の地方議会における女性議員率は6%弱であり、これは衆議院の7.3%、参議院の15.4%より低い。本稿は、筆者が実施した女性地方議員に対するインタビュー調査結果の分析によって、地域政治における女性の過少代表の要因を家族と地域社会との関連で明らかにし、今後の地域政治への女性の参画の方途を探ることを目的としている。女性の政治的過少代表の個人的・環境的要因として、性別役割分業意識とそれに基づく女性の役割行動そのものが挙げられる。インタビューからは、性別役割分業意識が、個人、家族・親族、さらに地域社会の三つの社会圏で重層的に作用し、女性の立候補を困難にしている状況が浮かび上がってきた。

**キーワード** ジェンダー、政治、女性地方議員、家族、地域社会

## I. はじめに

改革を旗印とする小泉政権の具体的な改革の第一歩は、史上最多の5人の女性閣僚の登用であった。地域政治に目を向ければ、昨年大阪府に続き熊本県、さらには千葉県でも女性知事が誕生した。また今春には、大阪府島本町で全議員の半数に迫る女性議員が誕生している。このように近年は、選挙の度に女性候補の躍進が伝えられ、その当選率の上昇が大きくクローズアップされている。しかし、ひとたび冷静に、政治領域全体を見渡してみると、女性の政治参画の状況は決して諸手をあげて喜べる状況にないことが明らかとなってくる。

春日雅司と筆者は、女性の政治への参画の現状を、地域政治の領域から明らかにするために、1994年、1996年、2000年の3回にわたって女性地方議員を対象とした全国調査を実施した<sup>1)</sup>。またこれらの調査で得られた量的データの基礎の上に、質的情報を構築する目的で、1998年から2000年にわたって女性地方議員に対するインタビュー調査を行ってきた<sup>2)</sup>。本稿は、春日雅司と筆者がこれまで実施した女性地方議員に対する一連の実態調査の中で、特にインタビュー調査で得られた情報を中心に、わが国の地域政治における女性の過少代表の要因を家族ならびに地域社会との関連で

1) この一連の全国調査については、竹安栄子(1996)『『全国女性議員調査』にみる女性議員像(1)―その社会的背景―』追手門学院大学人間学部紀要』3号、159-174頁；竹安栄子(1997)「女性地方議員が地方政治にもたらしたもの―第2回全国女性地方議員調査より―」『追手門学院大学創立三十周年記念論集―人間学部編―』225-267頁。；竹安栄子・春日雅司(2001)「女性地方議員の介護意識―全国女性地方議員調査より―」山中永之祐・竹安栄子他編『シリーズ家族史：介護と家族』早稲田大学出版会を参照されたい。

明らかにし、今後の地域政治への女性の参画の方途を探ることを目的としている。

## II. 地域政治における女性の現状

わが国で女性が参政権を得て初めての選挙が実施されたのは1946年4月、今年でちょうど半世紀が経過した。この間、女性の政治参画はどれだけ進展したのであろうか。政治参画には、投票権の行使と被選挙権の行使の2側面があるが、本稿の目的との関連でここでは被選挙権の行使、すなわち議会内における議員数を中心にこの50年間の変化を概観する。

2000年6月に実施された第42回衆議院選挙の結果、衆議院の女性議員数は35名、女性議員の割合は7.3%となった。これは4年前の第41回衆議院選挙後の23名に比べて12名、52.7%の増加であり、戦後初めて実施された第22回衆議院選挙の39人(8.4%)に次ぐ史上2番目に多い数である。しかし、参議院では2001年7月の第19回参議院選挙によって女性議員数は改選前の43名から38名に減少し、女性議員率も17.1%から15.4%に低下した。

議会の議席の約40%を女性が占めているスウェーデン等の一部の国を除いて、政治的過少代表(under representation)は21世紀の今日においてもなお世界中に広く見られる現象であるが、わが国の衆議院および参議院における女性議員率は世界の現状の中でも極めて低率である。では地方議会では女性の議会進出はどの程度進んでいるのであろうか。本節ではまず、日本における女性の政治的過少代表の現状を把握するために、統一地方選挙結果に基づいて地方議会における女性の地域政治への参画状況を検討する。

### 1 第1回統一地方選挙から半世紀にわたる変化<sup>3)</sup>

表1に示したように、1947年の第1回統一地方選挙以来、地方議会における女性議員率は、都道府県議会と市区議会が1%台、町村議会では0.5%前後と長く低迷してきた。最初の変化の兆しが現れたのは1971年の第7回統一地方選挙であった。1960年代末からの都市部を中心とした市民運動の高まりの影響を受けて市区議会議員に296名の女性が当選し、初めて女性議員率が2%を越えた。市区議会議員選挙では、1983年からは候補者数も増加し、その後選挙のたび毎に女性議員率も上昇、1999年の第14回統一地方選挙では初めて女性議員率が10%を越えた。

しかし都道府県議会と町村議会への女性の進出は遅々として進まず、女性議員率が2%を越えたのが1991年の第12回統一地方選挙によってであった。その後、1999年の第14回統一地方選挙によってようやく都道府県議会でも5.1%、町村議会でも4.6%になった。

2) 調査期間は1998～2000年、インタビューを行なった議会レベル別の女性議員数は、都道府県議会議員1名、市議会議員6名、元市議会議員1名、町議会議員11名、元町議会議員1名、合計16議会20名であった。なおこの調査は、文部省科学研究費基盤研究(C)(1)「地域政治とジェンダー—特に『地域福祉』をめぐる女性議員と男性議員—」(代表者:春日雅司)の助成を得て実施された。調査の詳細については、春日雅司・竹安栄子(2001)『地域社会とジェンダー—特に「地域社会」をめぐる女性議員と男性議員—』(文部省科学研究費報告書)を参照されたい。

3) この節で用いた統一地方選挙結果に関するデータは、全て(財)市川房江記念会の調べによる。

表1 統一地方選挙における女性の候補者数・当選者数

	都道府県議会			市区議会			町村議会		
	女性候補者数(全候補に占める割合)	女性当選者数(女性候補者の当選率)	女性議員率	女性候補者数(全候補に占める割合)	女性当選者数(女性候補者の当選率)	女性議員率	女性候補者数(全候補に占める割合)	女性当選者数(女性候補者の当選率)	女性議員率
1947年	111(1.6)	22(19.8)	0.9	383(1.9)	94(24.5)	1.2	1784(0.8)	677(37.9)	0.4
1951年	99(1.6)	34(34.3)	1.3	466(2.2)	152(32.6)	1.7	1424(0.7)	775(54.4)	0.5
1955年	80(1.4)	29(36.3)	1.1	412(2.1)	166(40.3)	1.7	326(0.6)	206(63.2)	0.5
1959年	85(1.7)	36(42.4)	1.4	358(2.0)	210(58.7)	1.8	277(0.7)	173(62.5)	0.6
1963年	79(1.7)	39(49.4)	1.5	363(2.0)	207(57.0)	1.6	285(0.8)	192(67.4)	0.6
1967年	52(1.2)	30(57.7)	1.2	368(2.1)	240(65.2)	1.8	250(0.7)	163(65.2)	0.6
1971年	67(1.6)	21(31.3)	0.8	393(2.3)	296(75.3)	2.2	194(0.6)	133(68.6)	0.5
1975年	126(2.7)	29(23.0)	1.1	505(2.8)	381(75.4)	2.7	207(0.7)	109(52.7)	0.5
1979年	65(1.7)	28(43.1)	1.1	463(2.8)	386(83.4)	2.7	163(0.6)	120(73.6)	0.5
1983年	212(4.7)	30(14.2)	1.1	604(3.8)	488(80.8)	3.5	243(1.0)	164(67.5)	0.7
1987年	180(4.4)	52(28.9)	1.9	777(5.1)	637(82.0)	4.8	339(1.4)	269(79.4)	1.3
1991年	171(4.5)	64(37.4)	2.4	1064(7.1)	839(78.9)	6.4	515(2.3)	432(83.9)	2.1
1995年	177(4.8)	73(41.2)	2.8	1239(8.5)	1043(84.2)	8.2	728(3.3)	592(81.3)	2.9
1999年	323(8.0)	136(42.1)	5.1	1702(11.4)	1378(81.0)	11.2	1040(4.9)	867(83.4)	4.6

備考：(財)市川房枝記念会の調べによる。

## 2 1999年統一地方選挙結果からみた女性の現状<sup>4)</sup>

(財)市川房江記念会の調査によると1999年6月1日現在の女性地方議員の総数は、3,764人、総定員数の5.9%であった。これは4年前の統一地方選挙後の1995年に比べて1,068人、39.6%の増加である。女性の議会進出状況を都道府県別に見ると、進出度10.1%以上は4都府県(1995年2都府県)、5.1~10.0%が17道府県(同年8道府県)であり、一方5.0%以下の県は26県(同年37県)と11県減少していた。特に2.0%以下の県は1995年には10県あったが、1999年には2.0%の県は1県もなく、全国的に女性の議会進出度が高まっているといえる。しかし全体としてみれば、全国3,299議会中1,787議会に女性議員が進出したとはいえ、依然として半数近くの議会に女性議員が一人もいない状況にある。

### 2.1 都道府県議会レベル

議会レベル別の女性議員進出度をみると、全国47都道府県議会中、女性議員のいる議会は44(93.6%)議会、このうち女性議員が1名だけの議会は11議会(25.0%)、2名の議会は12議会(27.3%)である。前回統一選挙後の1995年には女性議員1名の議会が16議会(43.2%)あったので、今回はわずかであるが女性議員の複数化が進んだといえよう。女性議員の人数のもっとも多い議会は東京都議会の15名、続いて埼玉県議会10名、千葉・神奈川県議会9名、北海道議会8名の順となる。また女性議員が1名もいなかった議会は山形県、福井県、広島県の3県である。一方、1995年に女性議員が0名であった10議会すべてに女性議員が進出した。

4) (財)市川房江記念会(1995)『女性参政資料集 1995年版 全地方議会女性議員の現状』

## 2.2 市区議会レベル

市区議会では、全国694議会中621議会(89.5%)に女性が進出し、1995年より進出議会の割合は8.7%増えた。女性議員のいる621議会のうち、女性議員が1名の議会が151議会(24.3%)、女性議員2名の議会は174議会(28.0%)である。1995年には女性議員1名の議会は195議会(35.2%)、2名の議会は136議会(24.4%)であったことと比較すると、女性議員の複数化が進んでいるとはいえ、まだ女性議員のいる議会の約半数が女性議員数1ないし2の議会であり、女性議員が孤立しやすい状況は続いている。

女性議員の多い議会は、神奈川県横浜市議会18名、東京都杉並区議会15名、東京都板橋区議会・東京都練馬区議会・愛知県名古屋市議会・京都府京都市議会各13名、千葉県千葉市議会・神奈川県川崎市議会各12名の順となっており、政令指定都市や東京特別区のいずれかである。

## 2.3 町村議会レベル

町村議会では、全国2,558議会中女性議員が1名以上いる議会は1,122議会(43.9%)である。1995年には女性議員のいる町村議会数は833議会(32.4%)であったことと比べると、女性議員の進出度は10%以上増加したとはいえ、まだ半数以上の議会で女性議員が0名である。しかも女性議員のいる議会でも、そのうちの787議会(70.1%)で女性議員が1名であり、女性議員2名の230議会(20.5%)とあわせると、女性議員1名ないし2名の議会が実に90%以上(1,017議会)を占めている。

## 3. 日本の地域政治の問題点

Hollis は、英国を初めとした欧米諸国の議会における女性議員率を分析して、女性は国会より地方議会の方がより参画しやすいと論じている(Hollis 1989)。イギリス議会の女性議員数は、1974年には22人であったが、1992年の統一選挙後57人に増加し、さらに1997年の労働党政権の誕生後には114人(18%)になった。一方、地方議会では、スコットランドを例にあげると、1974年には各地方議会の総議員数に占める女性議員の割合は、1974年の12%から1992年には22%に増加し、さらに地方制度改革後の1995年には26%になっている。

Hollis は、このように国会に比べて地方議会の女性議員率が高い理由として、地方議会より選挙区の広い国会議員選挙で議席を獲得することがより難しいこと、一般に国会より地方議会のほうが距離的にも家庭から近く、女性に期待されている家族内役割や自分の仕事を継続することが容易であることなどを挙げている(Hollis 1989)。しかし以上に示したように、わが国の地方議会の女性議員率は、欧米諸国と異なり国会よりさらに低率である。Hollis が指摘した要因がわが国においても女性にとって有利に働くことは疑いが無いと思われるが、それにもかかわらず、なお地方議会における女性議員率が国会のそれより低いということは、これらの要因にも勝るより強力な阻止要因がわが国の地域政治には存在していると推測される。

### Ⅲ. 女性の政治的過少代表の要因

政治学者のみならず社会学者の間からも、投票行動に関する研究を除いて、政治主体としての女性についてはこれまで驚くほど関心が払われてこなかった。特にわが国においては、「政治の世界が男性優位であると同時に、これまで政治学の世界も男性の研究者によって作られてきた」(御座 1999: p. 6)と指摘されるように、ごく最近まで女性の政治的過少代表の問題は研究の対象として取り上げられることはなかった。また、「個人的なことは政治的なこと」(Grant 1993)をスローガンとする多くのフェミニストの間でも、公的政治制度への女性の参画は、よく言って「自分たちとは関係のない問題」、悪く言えば「自らを抑圧する制度の支援」とみなされて(Lindsay 1991: p. 7)、積極的に取り上げられることはほとんどなかった。しかし、1980年代頃から、「権力に挑戦することなしには何事も変わらないということが徐々に明らかになってきた——テーブルに座った人だけがケーキを手に入れることができるのである。」(Lindsay 1991: p. 8)との新しい意識が多くの領域に影響を及ぼすようになってきた。その結果、アメリカ合衆国やイギリスを中心に、とりわけ政治エリートや意思決定機関における女性の過少代表に関する研究が進むことになった。

これまでなされた多くの政治における女性の研究、とりわけ女性の政治的過少代表の要因分析と理論化についての研究はこの問題にきわめて多様な説明を与えてくれている。例えば H. M. Bochel と C. Bochel は、これらの説明を「個人的・環境的要因」と「構造的・制度的要因」の二つの範疇に分類している(H. M. Bochel & C. Bochel 2000: p. 36-49)。家族と地域社会とのかかわりから女性の政治的過少代表の要因を明らかにするという目的に照らして、本節では「個人的・環境的要因」に限定して従来の研究を検討することにする。

個人的・環境的要因として第一に指摘されるのが、性別役割分業意識とそれに基づく女性の役割行動そのものである<sup>6)</sup>。Clark は性別役割分業意識の社会化とそれによって女性が受け入れる家族責任が女性の政治参画を妨げる要因であると結論づけている。彼女によれば、第一に、性別役割意識に基づいて女性と男性は異なった役割を受け入れるよう教育される。その結果、政治や公的生活は男性の世界であり、家庭が女性の領域であるとの意識を人々が内面化する。この意識は子供時代に教え込まれるだけでなく、大人になってからも再強化されるため、公的役割に指名されることや、公職に積極的に挑戦しようとする女性は、心理的苦痛を蒙ることになる。第二に、この役割分業意識によって女性は自分自身の生活を家庭と家族に集中させる結果、政治に積極的に参加するための時間もエネルギーも失ってしまう。アメリカの女性議員調査結果によると、既婚の女性議員は、公的役職に就く決意をするにあたって最も重要な要因は夫と家族の支援だと回答している。このことから、家族内の役割行動が女性の政治参画に大きな影響を及ぼしていることを理解するこ

6) 性別役割分業意識の社会化を女性の政治的過少代表の要因とする研究としては、Clark のほかに、以下を参照されたい。Scholzman, K. L., Burns, N. and Verba, S. (1994). 'Gender and the Pathways to Participation: The Role of Resources', *Journal of Politics*, vol. 56, pp. 963-90; Bennett, L., L., M. and Bennett, S., E. (1999) 'Changing Views about Gender Equality in Politics: Gradual Change and Lingering Doubts' in Whitaker, L., D. (ed.), *Women in Politics: Outsiders or Insiders?*, Prentice-Hall (ISBN: 0-13-096610)

とが出来ると Clark は指摘している ( Clark 1994: p. 105-106)。

御巫は、性別役割分業意識の強い日本を例に取り上げ次のように述べる。家庭と学校において性別役割分業を強く意識した社会化が行なわれる結果、女性たちは、受動的で控えめな「女らしい」行動様式を身につけ、妻となり母となることが唯一重要な使命であり、家庭以外の領域では、男性に重要な決定を任せるべきであるという伝統的考え方を内面化する。そこで、女性は義務感から投票を行い、ある程度政治に関心を示すことは教養の範囲として認められるが、この範囲を超えた政治的活動は「女らしくない」と非難される ( 御巫 1999: p. 91-92)。

Darcy らは、性別役割分業意識の社会化に加えて、有権者の支持が得られないのではという女性候補者の抱く恐怖心と、専門職の職歴不足やキャリアの中断など職業上の問題を指摘している ( Darcy, Welch & Clark 1994: p. 91-92)。地域社会とのコミットメントが強いわが国では、「もし落選したら」という恐怖心が女性に立候補を断念させる。また、春日が明らかにしたように、商工業団体あるいは農林漁業団体、労働組合、地区組織など各種団体からの支持の獲得が重要な集票機能を果たすわが国では、組織団体の役職経験や職業上の地位を持たない女性は男性に比べて極めて不利な立場に立たされる。( 春日 1996: p. 88-95)

さらに Norris と Lovenduski は、選挙に必要とされる資源の問題を指摘する。彼らは、立候補しようとする女性にとって必要とされる資源として、時間とお金と支援の三つをあげる。政治活動に求められる費用は、経済力のほとんどない女性にとって障害となる。また子どもを持つ女性にとって、子育ての支援を得られる方策がなければ立候補は不可能に近い。さらに世話をしなければならぬ家族を持っている場合、政治に関わる時間とエネルギーを見つけることは容易ではない。Galloway と Robertson が述べるように、「男性にとってはほとんど何でもないことが、あれもこれも女性にとっては障害となる」のである ( Galloway & Robertson 1991: p. 3)。

#### IV. 地域政治における女性の政治的過少代表の諸要因

わが国の地方議会で女性議員の数が極めて少ないことの要因を検討するに先立って、まず、女性議員が少ない原因は女性の当選が困難なことにあるのか、それともそもそも立候補する女性が少ないために女性議員数も少ないのか、という疑問を明らかにしておきたい。

表1 に示したように、1999年の第14回統一地方選挙における女性候補者の当選率は、都道府県議会が42.1%、市区議会では81.0%、町村議会は83.4%であった。表には示さなかったが、男性議員の当選率が、都道府県議会は約72%、市区議会と町村議会は約90%であるのと比較すると、女性候補者の当選率はいずれの議会レベルでも男性候補者より低く、特に都道府県議会では女性が苦戦している実情が見えてくる。しかしながら、全候補者に占める女性立候補者の割合をみると、1999年の統一地方選挙で、都道府県議会では8.0%、市区議会では若干上がって11.4%、町村議会は4.9%と最も低く、これらの数値は議会に占める女性議員の比率とほぼ一致している。このことから、Seltzer 達が指摘しているように、公職に就いている女性の数が少ないのは立候補する女性が余り

にも少ないことがその理由であると考えられる ( Selzer, Newman & Leighton 1997: Chap 4)。

われわれのインタビューの対象は女性議員である。彼女達は、立候補出来るという幸運な条件に恵まれたか、あるいは困難に遭遇したにしてもそれを克服して立候補し、当選を果たした女性たちである。しかし、彼女達が立候補に至った経緯を知ることにより、女性にとって選挙に立候補することがいかに特殊で、困難に満ちた行動選択であるかを読み取ることが出来る。以下、女性議員が立候補に至った経緯を、わが国の地域政治において女性が直面している問題を明らかにするために、女性地方議員のインタビューを第Ⅲ節で指摘した個人的・環境的要因を中心に分析する。まずは女性議員たちの率直なことばに耳を傾けよう。

## 1. 女性地方議員の立候補の契機<sup>7)</sup>

### 1-1 予期しない立候補

公明党と共産党の議員を除くと、女性地方議員の大多数が出馬直前まで、自分が政治家になるとは全く予期していなかった。選挙への出馬も、早くて数ヶ月前、中には立候補届出の締め切り直前に決意した議員もいる。したがってこれらの議員の場合、支援団体や後援会も持たず、選挙運動も極めて短期間しか行われなかった。

「私、本当は、議員になるなんて全然考えていなかったんです。直前までは。全然、本当に、もちろん政治に興味はなくはなかったんです。・・・なんとなく興味はあったんですが、自分がやろうなんてことはちっとも思っていませんでした。」( I 町議会議員・無所属)

「・・・(同窓会で)冗談半分に『私が出たらよろしくね』と言って・・・。締め切り前日の土曜日に『出ると言ったじゃないか。バックアップするから届を出すだけは出せ』と言われて。・・・私も周囲から言われて、女性もがんばらないといけないという事で徐々に燃えてきて、決心して土曜の午後くらいに。」( S 市議会議員・無所属)

### 1-2 他律的出馬

立候補を自ら決意した女性議員は少数である。女性地方議員の多くが「担がれ出馬」であり、上述の S 市議会議員の例のように冗談から出馬に至ったケースすらある。

「・・・家族、親類、知人にも話しをして地元の集落に話しをして、結局、担ぎ出された感じで、今でも本当にこんなことがやりたかったわけじゃないのになって思う。」( G 町議会議員・無所属)

「在職中から、辞めたら議員になって下さいと言われていましたが、ずっと断っていました。いよいよ、16人の定数のところに16人しか立候補者がいませんでした。』こんなことではいけ

7) 以下の「 」はインタビューの引用部分である。また〔 〕はインタビューアの質問、〈 〉は筆者による補足部分を表す。

ない、I町は無投票になるから絶対出てください』と言われました。・・・相談する人もないから、悩んで・・・。最終的に、若い女性の方が、『こんな町でいいんですか?』と言ったものですから、私みたいな者でもそこまで思ってくれる人があるんか、と思って、やってみるか、と思いました。すごく勇気がいりました。)( I町議会議員・無所属)

また「担がれ出馬」の中には、議員自身は労働組合員ではないが、夫が労働組合員であることがきっかけで出馬要請を受けたケースもある。

「私はPTAで活動していく中で、主人が教職員組合におりまして、職員組合の中で役員をしていました。そして、その中で男性議員が出ていた。ところが、その議員が辞めるということで後継者を探したが、なかなか現職から出していくのが難しく、枠を広げて考えたが、退職した人は高齢になるし、出来れば若い人ということで、さらに枠を広げて家族とか、地域の中で理解のある人を対象に考えられた。その時、たまたま私がPTAの役員をしていたり、教職員組合の接点があったものだから、他からいいのではないかということだった。)( K市議会議員・民主党)

「[最初、立候補なされたのは]労働組合の推薦。夫の職場があって、その労働運動。・・・町に女性議員がない。それも町に嫁いでいて生活に密着した女性を感じているところ、そのグループっていうか労働組合と一緒に一番遠いところの組合として女性議員を出そうというので、それでいろいろ人選して、断られた方もあったと思いますが、私のところへきた。[労働組合活動はしておられたのですか]家族会運動だけ。・・・夫はたまたま労働運動やっていますけどね。・・・自分でもよく決断したと思う。[他に活動は]PTAの役員はしていました。副会長していました。)( S町議会議員・無所属)

ただ、いずれの女性たちも、PTA活動や農協婦人部、地域婦人会、生協活動、労働組合の家族の会、ボランティア活動など、地域社会とかかわる活動経験を有している女性たちである。

きわめて少数ではあるが自分で立候補を決意した女性もいる。彼女たちのいずれもが、議員前職は公務員や会社員であり、後に触れるように、女性に不公平な職場環境に不満と限界を感じて議員職を志している。

「夫は勧めましたが、誰に説得されたわけでもありません。自分で決めました。)( A市議会議員・無所属)

「私は誰にも相談しないで夫だけがOKで言ったら、もう『出る』って言ったんですよ。そうしないと、親類に言うと『出るな』って言うし、・・・」( K町議会議員・無所属)

また次の女性議員は、PTAや婦人会などの役職にも就いていない主婦であったが、町の初めて



の女性議員として自らの意思で立候補した数少ないケースである。彼女の言葉の中から、日本社会の中で女性の置かれている状況が明瞭に浮かび上がってくるので、長文ではあるが引用する。

『よそでは女性が出ている。』隣の町なんかずっと前から女性が出ている。『なのにこの町は誰も出んなあ』って。ああ、じゃ誰も出なんのかなあ。男の人も女の人も出なるといふ声を聞かんで、年が明けちゃったんですよ。それでもまだ決まらない。・・・私なんかは思いつかんでも際になったら誰かが、それなりの人が思いつかれたでしょうけど、ふっとその時に、やっぱり女でも出てみようと思ったんです。その時は、今ほど切実には感じていませんでしたけど、漠然と出るとなるとそんなに易しい事ではないなあ、票を取る取らないの問題よりも、いろんながらみがありますでしょう。特に家庭的な事情とかね。・・・いくらお金を使わない選挙じゃいっても、やっぱり、決められた金額だけでも、女性にとっては相当なもんですから。男性にとってはそんな大したことはないでしょうけど。女性にとっては、それだけのお金を動かすというのは大変なことです。そうすると、それなりの地位のある方というのは失敗したときが多分怖いんじゃないかとふと思ったんです。そうすると、私はほんとに若造ですけど、失敗しても何も失うものがないし、別に恥も外聞もないです。私がそういう立場にあつたら、チャレンジしてもいいな、て思いまして、それとなく主人に言ったんです。そしたら『思いついて、本気にやってみるか』と言うので、そうすると『いやあ、だけど』って、今度は私が尻込みしたんですけど、主人は『いや、そうまで思うなら、自分はいくらでも応援する』って言うてくれました。』( I 町議会議員・無所属)

### 1-3 女性の代表としての意識

これまでに引用した女性議員の言葉の中にもすでに表現されているが、女性議員は、政治的イデオロギーの違いにも関わらず、多かれ少なかれ「女性の代表」としての意識を有している。また出馬を決意した理由に、自分の市町村の議会に女性議員が一人もいないことを上げる議員も多い。この場合、①積極的動機からの場合「女性議員をぜひ誕生させたい。させなければ。」という場合と、②「横並び意識」からの場合:「隣の町にも女性議員が出たからうちの町にも一人くらいはいてもいい」という町の有力者などの男性、さらには女性自身の意向から出馬要請を受けたケースがある。

「・・・懇意にしている女性の友人が、今どこでも女性の議員が出ているのに G 町は50年来一度もなかったし、そういった考え方の方もいなかった。書類を選挙の時までに責任を持って揃えるから出ろとすすめてくれた。』( G 町議会議員・無所属)

「議員は特殊な職業と置いていたし、全然知識もなかったのでお断りした。周りの出ていた仲間達や教職員組合の女性達が、女性を出さなければいけないと、地域の女性達の後押しがあつて、出た。』( K 市議会議員・民社党)

「あの一、だいたいこの町にはね、18年程前に婦人会長しておられた、〇〇さんっていうのが

女性議員に出ておられた事があつです。・・・〈私はその頃〉農協婦人部の部長しとつたです。そしたらその農協婦人部の役員会で『ひとつ16年間ほど女性議員ちゅうもんがないなら、農家の女性はほんに、私らは“えらいめ”っていうんですが、苦勞ばかりするだけで、全然表には出ずにこうしてやっとするで、一つ女性の代表として誰か出てみてくれんか』という事になってね。・・・私が身軽かったでか、『なつてくれ。』というような事で。ですけど、家族がなかなかね。家族がね、・・・ものすごい反対しました。・・・そしたら、その時のJAの組合長が『んなあ、家族頼みに行つたるわいや』ちゅな事から。・・・ほんで、組合長がうちまで足を運んでくれた。それから、その時の町長である人も『ちょっと、うちまで来てくれられたい。女性が最初に出るって言うだけ、本人もその気になつとるけ、出すがいいわ。』ってゆうようなことで。〔それはどういう意味でしょうか。一人くらい女性議員がいてもいいという〕そういう事です。一人って、二人つてもんやね、女性の議員がおつて、・・・ま一、町会議員が一人くらい女性がおつと、この町もまあ、『女が、女が』ってことにならんでもいいからって、言うような事で。〕( T町議会元議員・無所属)

次の事例は、すでに女性議員がいる町であるが、異なる政党(実際には無所属だが)から女性議員を出そうとした場合である。このケースのように、女性議員がまだ特別視される現状では、「女性」議員という理由から議会活動で連帯することの難しさがうかがえる。

「・・・女性でも意識の高い人もいますから、誰かく女性〉議員を出さなきゃいけないねっていう話しは前からしていた。同じ町内で前から議員で出ている〇〇さん〈女性議員〉は革新系だから、誰か保守系から一人出さなきゃいけないねって。〕( S町議会議員・無所属)

しかしいずれの女性議員もその多くが、これまで議会で取りあげられることの少なかった高齢者福祉、子どもの教育や学校問題、女性のための施策等日常生活に関連深い問題を積極的に取りあげ、また市民と行政のパイプ役になろうと努力している様子がうかがえる。

「やっぱり、女性の声を町に反映するところが無いんです。それを一番にね。私は主婦の代表でもないし、何でも無いんですが、私は母親を看病して、ちょうど介護保険も始まった時でしたので、やっぱりこれは体験した者が、女性が思っていることを物言わんといけないことだというのを感じました。〕( I町議会議員・無所属)

「この町では、議員に女が出るまでは暮らしの事やなんかは〈議会で〉言わないから、〈男性議員は〉『ちゃーちな事』って思うでしょうし、暮らしの『く』もでなかつた。私は暮らしのことばかり言いますから、あーんなんでもいいかっていう事も多少はあつたんでないでしょうか。何、その天下国家、国政や政治やろうって、まずは町民の暮らしの事ですから。〕( K町議会議員・無所属)

## 1-4 ジェンダー構造の克服の方策としての議員職

1-2(11頁)でも触れたが、議員職を女性差別から比較的自由的な職業と考えて、立候補を決意したケースがある。

「『県庁ではかなり差別受けてきたから。差別のない所で働きたいと思って議員になって。今、差別なしに差別されないでやっています。』って手記に書いた。・・・県庁だって場を与えないで、出来るか出来ないか判らないのに、『女はしとらんけ、したって。』っていう見方で。」(K町議会議員・無所属)

「直接のきっかけとなるかどうかですが、〈行政の〉中にいる時には厳然と男女の差別はありました。課長昇格には研修とか試験とかありますが。いろいろなところがあり、それは感じていました。・・・やめて、これからは自分の力でやる、やれば、自分にはね返る、ということを感じます。自分の信じることを言えばよい、というところが、全然違います。」(A市議会議員・無所属)

「だいたい、あの私自身がね役場を辞めたら、出たいという気持ちがあったんです、町議としてね。・・・[辞めたら出たいと思っておられたというのは何か]あの、やっぱりね、あの一、思い、自分の思いね、こうした事でも提案しても、なかなかそれが聞き入れてもらえないっていうかね。何かね、それと合わせて、女性が発言する事と男性が発言する事って言えば、その同じ発言しても結局、男性の方がなんか優先されるって感じがあったものでね。そういうもんでなんかあるんですよ。ええ、職場で。・・・やっぱり管理職になって初めてその事がね。だから、管理職にはやっぱり女性の登用ってのはなかなかないんですね。いくら、私自身の方がね、『あのくらいの事はやるのにな』ってあっても、なかなか登用してもらえない。どこでも、課長職になれるのはなかなか少ないと思います。・・・この町は私が初めてだったもんですから、それも50過ぎてからですからね。・・・それと、まあ、ちょうど、その衆議院選挙があった時のね、7月に選挙があり、あの、課内の移動ですけどもあったわけなんですよ。・・・そのきっかけは、いやな人間関係ちゅうか、そのやっぱりそれがあってね。・・・やっぱり、政治っていうか、そういう場に出てやっぱり発言せんとね、決定権のある所に出て発言しないとね、やっぱりいけないなっていうものがあるんです、あったものですからね。」(B町議会議員・社民党)

これら3つのケースはいずれも議員前職が公務員であるが、昇進や職務内容、あるいは発言権などが男性と比較して不利だと感じた体験や、職場での能力発揮に限界を感じ、立候補を決意している。

また他の多くの女性議員たちは、議員になるまでは政治に対して必ずしも意識的ではなかったが、議員になり、これまでの主婦の生活では気付くことのなかった自らの能力に目覚め、議員活動に生きがいを感じる女性が多い。

「元々、控えめで家から余り出たくないっていう程ではなかったが政治に関心を持たなかったけれど、今、どういう男性でも内容は十分熟知していなくても対等に話し出来るようになっただけ、良かったと思う。・・・私の出来る範囲の事で役に立てたかなという感じです。住み易い町づくりという事がいい方に展開すれば喜んでもらえるのかという事。私がいて良かったのかなという思いはある。」(M町議会議員・無所属)

「・・・社会的弱者、お年寄りとか身体の不自由な人、そういう人たちからの相談が多いの、日常。・・・それに女は話しやすいじゃない。・・・[議員をやって楽しいって雰囲気みなさん持っていらっしゃる。]なんかね。際限がない。やればやるだけ、いろんなものが見えてくる。だから、楽しい。・・・私、涙して喜んだとき、『ありがとう。本当にお願いでよかった。』ってね、言われた時はね『お父さん、私議員になってよかった。』ってね。たった一人にだよ、けどもたった一人に力が使える幸せ、感じた。」(S町議会議員・無所属)

「あの、みんなが『あそこあーしてくれ。』『こーしてもらってくれ。』っちゅうな訴えも出てきますしな。・・・そうすると『ようし、みんな陳情に行くだけ、みんなついてきなれ。』っちゅうことでな、陳情に行ったり何かしよんならん。・・・いわゆる『仕事する。』って評判が立ったようでしてな。・・・もう、72になったけ、『この度はもう辞めよう。』と思ってね、3期で終わったです。でも、その間にやればおなごでも、何でも出来る、信念持ってやれば出来る、って観念です。」(T町議会元議員・無所属)

## 2. 立候補を阻む要因

以上の女性地方議員インタビューから、次のような立候補を阻む要因の実態の様相が浮かび上がってくる。

### 2-1 役割分業意識

女性議員の多くが、立候補を決意するまで政治家を志望したこともなく、ほとんど何の選挙準備もないぎりぎりの状態で立候補を決意している。これは、女性にとって政治は自分に無縁の世界の出来事と捉えられている事の反映である。すなわち「議員は特殊な職業」(K市議会議員)であり、「政治は男性社会のもの」(I町議会議員)と女性自身が意識している。したがって議会への立候補は、「政治に関心がなかったわけではないが、まさか自分がという感じで、」(K県議会議員)と受け取られ、「議員になるなんて全然考えていなかった」(I町議会議員)というのが女性にとっての政治に対する一般的な認識であろう。

政治は男性の世界であるとの意識の故に、ClarkやDarcyらが指摘するように、立候補を決意することは、女性に大きな心理的苦痛を与え、さらに落選への恐怖心が女性の決断をより困難にする。例えば、自ら出馬を決意したI町議会議員の場合も、立候補を決意するにあたって夫や地域の人たちから言われた言葉として次のように語っている。

「どうしようかなって随分考えました。・・・『女性が出てもいい頃だ』と何ぼ上手言うても、やっぱり女性じゃ駄目だ、という心の奥底はあると思うんですよ。女の中にもあると思う。そういう気持ちは男性よりも女性の気持ちの中により沢山あると思うんですよ。・・・主人が言ったことには『だけど、おまえが出たなら、女性だといって出ても、女性の票は半分もないと思え。女性はそんな易しいものではない、なおさら男性はそうだし、落ちる覚悟できとるかい?』・・・〈町の年配の女性グループから〉『あんた、簡単にそんなこと言いなるけど、あんたが落ちたら、やっぱり女が出てもダメだ、いうてよけいと皆が臆病になる。』て言われたんですよ。」( I 町議会議員・無所属)

## 2-2 家族・親族の壁

ジェンダーに根差す心理的障壁を克服しても、次に家族や親族が立候補にあたって乗り越えねばならない壁となって立ちはだかってくる。いずれの女性議員も、Clark が調査したアメリカの女性議員同様 ( Clark 1994)、そのほとんどがインタビューにおいて夫を初めとした家族の理解と協力に感謝の言葉を述べているが、これは逆説的に言うならば、夫や家族の理解と協力がなければ議員職に就くことは極めて困難であることを意味しているといえよう。

また女性議員の言葉の中から、彼女達の背後に立候補を断念した女性や、出馬に至らなかった女性が沢山いると推測される。しかも日本の場合は、欧米に比べ親族との関係が量的にも質的にも濃密であるため、家族・親族の壁はより強固である。

「親類に言う『出るな』って言うし、親類が沢山あるんだけど。・・・そういう事があるんです。どこの家もあるから。女がふんぎれないんですね。本当に、あの後家か、ん一、私も家付きなんです。だから、嫁は無理だと思えますねえ。」( K 町議会議員・無所属)

「《自身の後継者としての立候補を依頼に行ったとき》その人は養子さん迎えておられて、婿取りさん。そうするとその『婿を差し置いて、わしとその町会にでたんじゃ、その世間に顔向けがなかんちゃ』言い、・・・『あんたはならん、うちの家庭を壊す気か』ちゅうような事いわれだしましてね。」( T 町議会元議員・無所属)

次に育児の問題であるが、日本では、幼い子どもを抱えて議員になる例は極めて少ないためこれまで問題として表面化していないが、われわれがインタビューした女性議員の中で一人だけこの点について語ってくれた。

「まず家族の説得です。家族に迷惑をかけないということで、託児所を見つけました。一番下の子のベビーシッターをグループの人が、お金も負担してやってくれることになりました。」

( A 市議会議員・無所属)

## 2-3 地域社会の壁

最後に、第Ⅲ節では指摘されなかった女性の政治的過少代表の要因として地域社会を挙げておかねばならない。春日が指摘するように、地域社会は選挙における集票基盤としての重要な機能をはたしている(春日 1994)。さらに地域社会からの信任は、候補者にとってより広範囲の有権者に対する「信用」の獲得の意味も有している。しかしわれわれの過去の調査からも明らかなように<sup>8)</sup>、女性の場合、自治会長など地域社会で役職につくことはまずありえず、地域社会から推薦を受けている女性議員は男性に比べて少ない。地元からすでに男性議員が出ている場合には、共産党と公明党以外は立候補は極めて困難であると考えられている。そして何よりも上で指摘した性別役割分業意識のために、「女性」であることを理由に地域社会からの立候補への抵抗が強い。

「部落推薦で出たかったが、周囲から足を引っ張られ、推薦はとれなかった。」(D町議会議員・無所属)

『女性を議員に、女性を議員に』って19年前から言ってるんですけど、出る人がないし・・・出るって言ったって『お父さんがこう言う』『村がこう言う』って自主的になれない。だから、怖くて誰も出れないわけですよ。」(K町議会議員・無所属)

「実際に各地域で部落で代表が出てますでしょう、議員が。すると、《私の場合は》部落で動く村八分にされるといようなとっても苦しい立場なんです、母子家庭というのは。」(K市議会元議員・無所属)

「村の人にも1年前にく立候補のことを言いましたから。村の総会のある日に行かせてもらってね、『こうこう思ってます』って言ったら、『な、応援しましょう』って一人言ってくれたら、『まー、しましょう』ってみんな、言ってくれて、それでまあ、発言できるですよ。まー、村が応援せんと言うと、『村がく推薦せん者』って他が言いますから、そんだけの力でもするって事は力強いですから。」(K町議会議員・無所属)

次の例は、女性には珍しく、地域社会からの要請で立候補している。

「この地域から男性議員が出ていたんです・・・地域の自治会長もされた長老が、もう男はダメだ、何にもしてくれない、と・・・地域が求めるんだったらやってみようかなと思ったんです。」(N町議会議員・無所属)

8) 竹安栄子(1996) 前掲論文。

## 6. ま と め

第Ⅱ節で示したように、近年の地方議会における女性の進出にもかかわらず、依然として半数近くの地方議会に女性議員が一人もいないというのが現代日本の現実である。女性の政治参画を阻む障壁は何であろうか。女性の立候補を阻む要因は、第一に社会と女性自身の内にある性別役割分業意識、次に家族・親族の壁である。さらに家族や親族の理解と協力を得たとしても、次に地域社会の壁が立ちはだかっている。地域社会との関係が緊密な地方選挙においては、党派を問わず地域とのつながりが重要な役割を占めている。これら3つの壁をくぐり抜けた者がようやく立候補に至るのである。最近の女性議員の数的拡大は、これらの障壁を徐々に切り崩しつつあると思われる。少なくとも、政治を身近な存在と考え、自らの能力に目覚めた女性たちの増加が、この現状を変えていくであろう。

### 参考文献

- 春日雅司(1996)『地域社会と地方政治の社会学』晃洋書房(4-7710-0873-6)
- 春日雅司・竹安栄子(2001)『地域社会とジェンダー——特に「地域社会」をめぐる女性議員と男性議員——』(文部省科学研究費報告書)
- (財)市川房江記念会(1995)『女性参政資料集 1995年版 全地方議会女性議員の現状』
- (財)市川房江記念会(2000)『女性参政資料集 1999年版 全地方議会女性議員の現状』
- 竹安栄子(1996)『『全国女性議員調査』にみる女性議員像(1) —その社会的背景—』『追手門学院大学人間学部紀要』3号、159-174頁
- 竹安栄子・春日雅司(2001)「女性地方議員の介護意識—全国女性地方議員調査より—」
- 御巫由美子(1999)『女性と政治』新評論(シリーズ《21世紀の政治学》⑥)(4-7948-0466-0)
- Bennett, L., M. and Bennett, S. E. (1999) 'Changing Views about Gender Equality in Politics: Gradual Change and Lingering Doubts', in Whitaker, L. D. (ed.), *Women in Politics: Outsiders or Insiders?*, New Jersey, Prentice-Hall (ISBN: 0-13-096610)
- Bochel, C. & Bochel, H. M. (2000) *The Careers of Councillors: Gender, Party and Politics*, Hampshire, Ashgate (1-84014-096-8)
- Clark, J. (1994) 'Getting There: Women in Political Office', in Githens, M., Norris, P. and Lovenduski, J. (eds), *Different Roles, Different Voices: Women and Politics in the United States and Europe*, NJ, Prentice-Hall, pp. 99-110 (0-06-501306-9)
- Darcy, R., Welch, S. and Clark, J. (1994) 'Women, Election, and Representation', in Githens, M., Norris, P. and Lovenduski, J. (eds), *Different Roles, Different Voices: Women and Politics in the United States and Europe*, NJ, Prentice-Hall, pp. 89-98 (0-06-501306-9)
- Galloway, K. and Robertson, J. (1991) 'Introduction: A Women's Claim of Right for Scotland', in Women's Claim of Right Group, *A Women's Claim of Right in Scotland: Women, Representation and Politics*, Edinburgh, Polygon (0-7486-6103-4)
- Grant, J. (1993) *Fundamental Feminism : Contesting the Core Concepts of Feminist Theory*, NY, Routledge (0-415-90825-6)
- Hollis, P. (1989) *Ladies Elect: Women in English Local Government, 1865-1914*, London, Clarendon Press
- Lindsay, I. (1991) 'Constitutional Change and the Gender deficit', in Women's Claim of Right Group, *A Women's Claim of Right in Scotland: Women, Representation and Politics*, Edinburgh, Polygon (0-7486-6103-4)
- Norris, P. and Lovenduski, J. (1995), *Political Recruitment: Gender, Race and Class in the British Parliament*, Cam-

bridge, Cambridge University Press (0-521-46961-9)

Scholzman, K. L., Burns, N. and Verba, S. (1994) 'Gender and the Pathways to Participation: The Role of Resources', *Journal of Politics*, vol. 56, pp. 963-90

Seltzer, R. A., Newman, J. and Leighton, M. V. (1997) *Sex As a Political Variable: Women as Candidates & Voters in U.S. Elections*, Lynne, Rinner Publishers (1-55587-736-2)

( 追記) 本稿は、平成10～12年度文部省科学研究費基盤研究( C )( 1 )( 代表者 春日雅司) の助成を得て実施した調査研究に基づいている。インタビューに快く応じて下さった女性地方議員のみなさんに心からお礼申し上げます。